

心身医療費の助成について

(現物支給対象・65歳未満)

◎対象者…身体障害者手帳 1・2・3 級、または療育手帳をお持ちの 65 歳未満の方。

※手帳の交付月から助成の対象となります。

※前年度の所得により、毎年 8 月に見直しを行っており、本人及び家族の所得が一定額を超える方は、助成が受けられません。

◎助成額…医療費（薬剤含む）の自己負担

※保険のきかない費用（差額ベット代や食事代等）は助成の対象にはなりません。

◎助成方法…

・県内の病院の場合

→健康保険証とマル障受給者証を病院・薬局（院外処方の場合）の窓口へ提示ください。医療費の自己負担金及び薬剤負担金が無料となります。

・県外の病院及び更生医療等の医療助成がある方の場合

→医療機関の窓口で自己負担金を 1 度お支払いください。

領収書を添えて市役所本館 1 階医療費助成窓口（7・8 番）または支所、各出張所へ申請すると銀行等口座への振込みにより医療費が助成されます。

◎振込日…申請月の翌月の 20 日頃振込（月末までに申請した場合）

※療養費の申請をされている方や高額療養費が発生すると見込まれる場合は、保険者からの支給確定後の振込となります。

◎医療費の申請には下記のものが必要です。

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・領収書（氏名・内訳の記載があるもの） ※レシートや金額のみのものは不可
- ・印鑑 ※シャチハタ不可
- ・金融機関の通帳 ⇒ 新規申請・口座変更時のみ必要

※申請は、診療月の翌月以降にお願いします。

※診療を受けてから 1 年を経過した領収書は助成の対象になりません。

★加入保険、住所等の変更の場合は、必ず届け出てください。

※65 歳に達しましたら、助成方法が変わります。1 度病院の窓口で医療費を支払っていただき、申請することにより払い戻しになります（償還払い方式）のでご了承ください。

【問い合わせ先】

- ・医療費の支払いに関すること ふれあい福祉課 72-7852
- ・助成の資格認定に関すること ふれあい福祉課 72-7852
- ・後期高齢者医療制度に関すること 保険年金課（後期年金係）72-7867